

Title	中村博君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.2 (1993. 2) ,p.152- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930228-0152">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930228-0152</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 中村博君学位請求論文審査報告

中村博君博士学位請求論文「公務員懲戒の研究」の内容構成は、左記のとおりである。

### 序

第一章 集团的違法行為についての現認の限界と処分

平性及び公正性（公務員法的側面から）

第二章 単純参加行為と処分

第三章 懲戒処分と情状（懲戒事由と裁量の範囲について

の一考察）

第四章 職場外行為と懲戒処分

第五章 懲戒事由と分限事由の重複領域についての検討

第六章 分限処分の諸類型とその判断基準

民間企業における従業員に対する懲戒処分については、その本質、態様等に関し、多くの研究が発表されている。しかし公務員に対する懲戒処分についての体系的な研究はこれまでになく、ただ中村博君による「公務員懲戒法」（昭和四三年）および「公務員の争議行為と処分」（昭和四六年）の二著が存するのみであった。中村君の本研究は、これらの著作および同君の他の論

文集大成し、さらに数多くの人事院判定の分析をつけ加えることによって、この分野におけるわが国最初の体系的・本格的な研究となった。

第一章においては、従来の学説がほとんど論じなかった「現認」について分析している。現認とは、非違行為事実の存否、態様（時間、行動等）などについて、懲戒権者、その指揮の下に現認を職務とされている職員、あるいは、現認を付加義務とされた職員などによって行われる確認行為の一種であり、懲戒処分においては、このような確認が必須不可欠な行為であるとされている。中村君は、この現認の方法、対象、範囲について詳細に論じ、対象範囲の縮小、方法の手直しなどの現実的な問題についても言及している。

そして公務員法における「分限、懲戒及び保障」についての「公正」を分析し、人事院判定の系譜からみて、他の処分等の状況（不処分の場合、および、現認がなされず処分されなかった場合）は、当該処分の適法・妥当に影響を与えるものではなく、結局、当該処分の種類・程度が当該非違行為に対して比例・相当原則からみて相応していることをもって足りるとしている、と考えてよいとしている。

さらに、懲戒の基準につき、過去の先例、あるいは、類似の処分を検証し、これを参考、あるいは、手掛りにする場合を「縦系列の基準」とし、さらに、右のような基準について、他の懲戒権者の行った処分例を参考にする場合を「横系列の基準」と

して構成し、検討している。そしてこれらの基準の変更につき、交通事故、争議行為等の場合における「合理的な理由による変更」として論じている。

本論文における「現認もれ」や「他事考慮」（不利益取扱い、特定職員の脱退強要、特定職員に対する有利取扱い、団結に対する支配・介入など）についての分析は極めて詳細である。

第二章においては、怠業行為、単純参加行為と指導的行為、比例原則（相当性原則）、平等原則、公平原則、などについて論じられている。

「集团的違法行為」の一型態としての「怠業行為」の本質と、これに参加する行為（「指導的参加行為」を含む）につき、いわゆる「単純参加行為」の概念が不明確なままに、判決、判定、処分者主張、および請求者主張において使用され、整合性がなくなっていたことが指摘されている。

比例・相当原則に関しては、人事院判定による修正例を「種類の変更」と「程度の変更」とに分け、後者の場合には、相当大幅な変更でない限り修正がなされていないとし、比例・相当は、業務秩序侵害の程度との関係としてみることができると結論づけている。

平等原則については、平等は絶対的平等ではなく、懲戒権者の適法裁量権が大きくかわっており、その裁量権によって大きく修正されることになるとしている。たとえば現認は、非違行為事実の懲戒権者による確認であるから、現認が現認である

ためには、懲戒事由該当性の有無を判断できる程度に必要にして十分な事実の確認がなされなければならない。しかも、現認能力には限界があることは当然であり、現認には、質的・量的な制約があるとしている。

第三章においては、「判決についての検討」、「人事院判定についての検討」、「判定に現われた「情状」、ある懲戒規定等についての検討」、「一般論としての懲戒処分の要素についての検討」、「二個以上の非違行為を併せて処分する場合の取扱いの検討」がなされているが、とりわけ、「情状」の分析は詳細かつユニークである。原因、動機、性質、態様、結果、影響、当該公務員の行為の前後における態度、処分歴、量定の他の公務員・社会に与える影響につき、それぞれ検討されている。

第四章は「職場外行為」の定義・要件について検討したりうえで、判例および裁定例を分析している。マイカーによる通勤、休日におけるドライブなど、職員が自動車を運行する機会が増大し、交通事故についてなされた処分の研究が重要となってきた。しかし、この問題について研究はこれまでにほとんどなく、中村君が豊富な資料を用いて理論として整理した功績は大きいものといわなければならない。

職場外行為として、中村君はさらに、「異性関係」、「その他の非行」につき、「公務（業務）秩序」との関係を示明かにしている。

中村君は、職場外非行が公務秩序に悪影響を与えるためには、

その行為が、反社会性・反道徳性の強いものでなければならず、運転事故について、「相互の過失度合」が問題となるのは、この視点から肯認されるし、また加害者が事後措置に欠けるところがなく、被害者に対する改悛の情の発露状況が反社会性・反道徳性を減少させることになるのも、当然の帰結であるとしている。また異性関係も、行為者が特定の職務（地位）を有する場合には、反社会性・反道徳性が強くなることを指摘している。なお、公務秩序の侵害の場合に、「具体的な業務阻害の発生」を要求されるものではないという判例の立場を正当としている。

第五章は、懲戒処分と分限処分（懲戒事由と分限事由）との関係を論じたもので、とくに、両者の「重複領域」の存否、さらには、存ずるとした場合に当該重複領域に含まれる行為について、分限処分と懲戒処分の両者を併科できるか否か、その場合、両者を併科するかそれともその一方のみに制限されるかは任命権者の自由裁量に属するか、あるいは制約原理があるのか否か、という諸問題について検討している。

中村君は、判例・判例を分析して、「重複領域」の存在が認められ、「重複領域」に属する事案については、任命権者の裁量によって、分限処分あるいは懲戒処分のいずれか一つを選択すべきであって、両処分の併科は許されないこと、その場合の裁量は、両処分の本質に背かないようにすること、を指摘している。

中村君は本章において、さらに、多くの重要な結論を示して

いる。すなわち、重複領域について、懲戒処分・分限処分の一つを選択した場合には、その他の部分（たとえば、懲戒処分をしたときは、重複事由から懲戒事由を控除した残余の分限事由）について改めて処分を行うことはできないこと、しかし排除処分である懲戒免職処分と分限免職処分との間においては、懲戒処分を分限処分に修正することはできるが、その逆はできないこと、ただ、分限免職処分を免職以外の懲戒処分に修正することは可能であること、分限事由と懲戒事由とが異なる点は、分限事由には「蓄積」（その一つ一つを取り上げて判断するときは、それ自体が独立して公務員としての不適格性を示している）とまではいえないものがあるとしても、全体として総合的に判断すること）の概念を容れることができるが、懲戒事由にはこのような概念を容れる余地のないこと、ただし懲戒処分をもって自戒と反省を求めてきたにも拘わらず、繰り返し懲戒処分の対象となったような場合には、そのような性質は、矯正できない素質として分限処分の対象となること、などを述べている。

第六章は、「分限免職」と「降任」に重点を置いて検討している。学説・判例もいまだ十分には扱えていない問題点であり、中村君の独壇場ともいえよう。

中村君は、「分限処分の諸類型並びに類型別の要件及び具体的判断基準」について詳細に分析したうえで、分限事由の分布形態について次にように類型化している。

その一つは、分限事由が「同種のものか異種のものかによる

区分」で、同一事由の分布か、あるいは異種の事由の分布かに着目したものであって、図式化すれば、

A 「A→A→A→A→A→A→A」……「同一事由の分布」

A<sub>1</sub> 「A→B→C→D→E→」……「混合事由の分布」

となる。

いま一つは、「分布の状態による区分」である。

B 「A→B→A→C→D→」……「平均分布」(↓の長さはほぼ同一)

B<sub>1</sub> 「————→A→B→A→C→D」……「一部あるいは不均等分布」(↓の長さは不同)

右のように見ると、A、A<sub>1</sub>、B及びB<sub>1</sub>の四種の組合せによって、具体的事案としては、複雑なものとなり、具体的事案が右のうちのどのタイプに属するかによって考え方が異なってくるとしている。

中村君はさらに、判例・判定例からみた分限処分執行上の注意点、問題点を検討し、「簡単に矯正することのできない持続性を有するとは、どの程度の期間と発生ひん度を要するか、重大な非違の場合、一回性のもので分限処分は可能か」、「過去の処分歴は、どの程度の回数、ひん度があれば、持続性があると認められるか」、「争議行為参加は分限事由とすることはできないか」、「公務員法上、民間企業で行われている、退職金が減額されない、若しくは一部減額される、いわゆる論旨免職処分が設けられていない理由は何か。分限処分をそのように運用する

ことはできないか。できるとすれば、その要件は何か」、「軽微な非違のみを反覆継続して改まらない者に対して分限免職を行うことは可能か」などについて述べている。

これらの分析・検討の中で、たとえば「論旨免職処分」については、民間企業における処分との対比、公務の特質についても叙述されている。

以上が中村君の論文の概要および特質であるが、「公務員懲戒」の問題について同君が行った研究が、学説・実務に寄与・貢献するところは極めて大きいといわなければならない。従来、行政法学の業績として、行政訴訟については膨大な積み重ねがある。しかし行政機関による審判については、教科書的叙述ないしそれより若干詳細な解説があったにとどまり、質的にも量的にも研究が進んでいない分野であった。行政機関の審判も、法的争訟として裁判所により最終決定がなされる以上、従来、行政法学上の研究が行政訴訟に重点を置いてきたのもやむをえないことではあった。この事情は、労働法学の観点から研究する場合も同様である。

また研究者にとって、行政機関による審判についての資料は、総合的にこれ入手することがそれほど容易でない場合が多い。このように研究者にとって入手し難い資料を整理・分析した本論文は、行政法学者・労働法学者が本格的な研究としては未着手であった公務員の懲戒の具体的内容、手続を解明しているところ

るに特色がある。

例えば、裁量問題につき、行政法学上は、司法審査との関係でこれを見るため、その限界、裁量の範囲の解明に重点が置かれるが、本論文は、裁量の行われる具体的基準等、裁量の具体的内容についての資料を紹介・分析し、そこから共通の要素等を見出そうと試みている。労働法学的見地からみても、本論文は昭和五十二年十二月二十日の最高裁判決を分析し、同判決が裁量問題に及ぼす影響を正確に把握しようとしている。

社会の高度化・成熟化にともなう行政の専門化と多様化をみると、通常の裁判所による司法救済では不十分な場合が多くなってきた。この意味で、行政機関の審判段階で事案が整理・解決されることが人権尊重の趣旨からも重要となってきた。行政審判はとかく官庁組織における各種のヴェールに覆われ、積極的に公開されないが、本論文はこの領域に研究者の注目を集める貴重な契機となるものである。そして本研究における問題点の指摘の重要性、理論の充実からして、今後、この分野についての研究・実務は、本書を通ずることが必須のものとなるであろう。その意味で、中村君の本論文は貴重な学問的研究として高い評価が与えられるべきであると考ええる。

ただ、本論文に対し、若干の問題点を指摘すれば、まず、行政訴訟法学との関係でさらに検討が進められることが望ましい。また、比例原則・平等原則が公務員法上の問題であるとともに、憲法上の基本原則であることを考えれば、懲戒権者の裁量と比

例・平等原則を同一平面上においてのみ把握するべきではないことになる。懲戒権行使の場合の裁量において、裁量内の行為決定基準としてこれら原則が適用されるのであるから、例えば、集会の許可申請に対する許可処分・拒否処分がなされるときはいわゆる羈束行為を行う際の比例・平等原則の適用とは異なるものである。

これらの問題点は、今後、公法学上の重要な課題として、中村君が提供した資料・分析を通じて、学界における研究が進められることになるであろう。

以上を要するに、若干の今後の検討課題はあるにせよ、この一点は、中村君の本論文の学問的価値を本質的に損うものではない。中村君が、行政面で、また大学における研究者として積み重ねられた精進と研鑽を高く評価するわれわれは、一致して、中村君の本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当と認めるものである。

平成四年三月五日

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	川口 實
副査	慶應義塾大学法学部教授		金子 晃
副査	慶應義塾大学名誉教授		金子 芳雄